被害に遭われた皆様へ

**災害見舞金のご案内**

このたび被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

豊橋市・豊橋市社会福祉協議会では、自然災害等により被害に遭われた方に災害見舞金をお渡ししています。

**【対象者】**

・災害により死亡された方の葬祭を行う方。

・災害による負傷により、１週間以上入院された方。

・災害により住宅が「全壊」または「半壊」された世帯の世帯主。

・住宅が床上浸水の被害に遭われた世帯の世帯主。

**【災害見舞金の支給額】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | **豊橋市** | **豊橋市社会福祉協議会** |
| **死亡** | | **20万円** | **生計維持者：10万円**  **生計維持者以外：６万円** |
| **負傷** | **1か月以上の入院** | **５万円** |  |
| **1週間以上1か月未満の入院** | **３万円** |  |
| **全壊・全焼** | | **15万円** | **６万円** |
| **半壊・半焼** | | **７万円** | **３万円** |
| **床上浸水** | | **５万円** |  |

**【支給方法】**

・被災届を提出していただいてから2週間～1か月後に、口座振込または現金にて支給します。

**【必要書類】**

①被災届

②罹災証明書

③債権者登録申請書（振込先を記載する様式）

④振込先口座の通帳の写し（支給対象者名義のもの）※全壊、半壊、床上浸水は世帯主名義の口座

⑤葬儀の領収書または会葬礼状　※死亡の場合のみ

⑥入院費の領収書または入院診療計画書など入院期間が確認できるもの　※負傷の場合のみ

☆その他、上記以外の資料のご提出をお願いする場合もございます。

**【提出先】**

豊橋市役所福祉部福祉政策課（東館3階）

【連絡先】

豊橋市役所福祉政策課（東館３階）

電話　０５３２－５１－２３５５

FAX　０５３２－５６－２８１３

←　豊橋市のホームページはこちら

「被災届」「債権者登録申請書」が

ダウンロードできます。

(https://www.city.toyohashi.lg.jp/5115.htm)

